

議案第61号

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年6月12日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により選挙長等の費用弁償額が改められたことに準じ、選挙長等の報酬の額を改めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表開票立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表期日前投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。